佐賀労働局 第14次労働災害防止計画 期間: 令和5年4月1日~令和10年3月31日 期待される結果 (第13次労働災害防止計画期間との比較による) ② 労働災害による死亡者の数: 15%以上減少

計画が目指す社会

労働者が安全で健康に働くことができる社会

- ・事業者、注文者、労働者などの関係者が自身の責任を認識し真摯に取り組む社会
- ・安全衛生対策の必要性とその経費がサービス料金に含まれることが理解される社会
- ・安全衛生対策に取り組む事業者が評価される社会
- ・多様な形態で働く労働者が潜在力を十分に発揮できる社会

労働災害防止計画とは

労働災害を減少させるために佐賀労働局、管内の事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組むべき事項を定めた計画です。

計画の重点事項

- 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 6 業種別の労働災害防止対策の推進
- 7 労働者の健康確保対策の推進
- 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進



學厚生労働省佐賀労働局

佐賀労働局 第14次労働災害防止計画の内容 (アウトプット指標)

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を令和9年 (2027年)までに70%以上とする。
- 卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を令和9年(2027年)までに80%以上とする。
- 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和5年 (2023年)と比較して令和9年(2027年)までに増加させる。



高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を 令和9年(2027年)までに70%以上とする。

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

● 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者にわかりやすい方法で災害防止の教育をおこなっている事業場の割合を令和9年(2027年)までに60%以上とする。

業種別の労働災害防止対策の推進

- 荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を令和9年(2027年)までに45%以上とする。
- 墜落・転落災害の防止等に関する実効あるリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を令和9年(2027年)までに85%以上とする。
- 実効ある機械災害防止対策(非定常作業を含む)に取り組む製造業の割合を令和9年 (2027年)までに70%以上とする。
- 伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和9年 (2027年)までに50%以上とする。



労働者の健康確保対策の推進

- 企業における年次有給休暇の取得率を令和7年(2025年)までに70%以上とする。
- 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年(2025年)までに30%以上とする。
- メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年(2027年)までに80%以上とする。
- 50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を令和9年(2027年)までに50%以上とする。
- ●健康診断後の事後措置・治療と仕事の両立支援・その他の必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年(2027年)までに80%以上とする。

化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を令和7年(2025年)までに80%以上とする。
- リスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性または有害性が把握されている化学物質について、化学物質に係るリスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和7年(2025年)までに80%以上とする。その上で、化学物質に係るリスクアセスメントの結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和9年(2027年)までに80%以上とする。
- 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を令和5年(2023年)と比較して令和9年(2027年)までに増加させる。

佐賀労働局 第14次労働災害防止計画の内容 (アウトカム指標)

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 増加が見込まれる転倒の60歳以上の労働者の死傷者数を第13次労働災害防止計画(以下「13次防」という。)期間と比較して第14次労働災害防止計画(以下「14次防」という。)期間において減少させる。
- 転倒による平均休業見込日数を令和9年(2027年)までに35日以下とする。
- 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において減少させる。

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

■ 増加が見込まれる60歳代以上の死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において減少させる。

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

● 外国人労働者の死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において5%以上減少させる。

業種別の労働災害防止対策の推進

- 陸上貨物運送事業における死傷数を13次防期間と比較して14次防期間において5%以上減少させる。
- 建設業における死亡者数を13次防期間と比較して14次防期間において15%以上減少させる。
- ■製造業における機械災害による死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において10%以上減少させる。
- 林業における死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において減少させる。

労働者の健康確保対策の推進

- 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年(2025年)までに5%以下とする。
- 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする 労働者の割合を令和9年(2027年)までに50%未満とする。



化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物との接触、爆発、火災によるもの)の件数を13次防期間と比較して14次防期間において5%以上減少させる。
- 増加が見込まれる熱中症による死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において減少させる。

アウトカム指標を達成した場合、少なくとも以下の とおりの結果が期待される

- 死亡災害については、13次防期間と比較して14次防期間 において15%以上減少する。
- 死傷災害については、13次防期間と比較して14次防期間 において減少する。



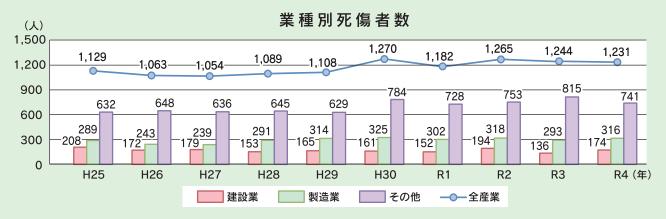
⟨□ 詳しくはコチラを ご覧ください。

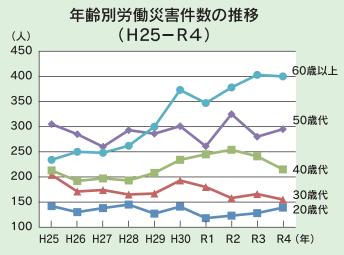
佐賀労働局 第14次労働災害防止計画本文

第13次労働災害防止計画の結果(ポイント) 期間:平成30年~令和4年

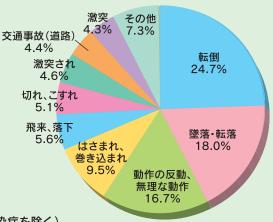
- ・労働災害が多かった業種は、
- 「製造業」(1,554件、全体の25.1%) 「陸上貨物運送事業」(846件、全体の13.7%) 「建設業」(817件、13.2%)
- ・60 歳以上の高年齢労働者による労働災害は、606 人増加 (12 次防期間から+46.7%)
- ・全体に占める 60 歳以上の高年齢労働者による死傷者は増加傾向にあり、令和4年は全体の 32.6%が 60 歳以上の高年齢労働者による労働災害。
- ・労働災害が多かった事故の型は、

「転倒」(全体の24.7%) 「墜落、転落」(全体の18.0%) 「動作の反動、無理な動作」(全体の16.7%)





13次防(H30~R4)期間中の 労働災害事故の型別(全産業)



※資料: 労働者死傷病報告(休業 4 日以上、確定値、新型コロナ感染症を除く)

第14次労働災害防止計画における労働衛生分野の対策の方向性

健康確保対策

【メンタルヘルス対策関係】

小規模事業場におけるストレスチェック、心の 健康づくり計画の普及促進を図る。

【過重労働対策関係】

年休取得促進等の環境整備、勤務間インターバル制度の導入促進、過重労働による健康障害防止対策の推進を図る。

【產業保健活動関係】

現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や 産業保健活動の見直し。小規模事業場における産 業保健体制の確保と活動の推進。治療と仕事の両 立支援の推進。

化学物質等対策

【化学物質管理】

個別規制の対象外となっている化学物質に対する法令改正を踏まえた化学物質の自律的な管理の 定着。

【石綿障害対策】

建築物等の解体・改修工事において、更なる石 綿ばく露防止対策等の確保・推進。

【その他】

粉じん障害防止対策の推進、熱中症予防対策の 推進、騒音障害等職業性疾病予防対策の推進 など。